

岩手県告示第237号

平成28年2月9日付け官報第6711号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成28年農林水産省告示第381号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成28年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 一関市巖美町字横森125の184、125の240、125の327

(2) 所在が不明である通知の相手方 石川養二郎、熊谷善作、黒澤馨三、小岩庄七、小岩種雄、小岩弥五郎、佐藤かつえ、佐藤熊吉、佐藤五三郎、佐藤貞秀、佐藤丞三郎、佐藤助左エ門、佐藤敏男、佐藤要雄、佐藤直治、佐藤満芳、槻山菊太郎

2 通知の内容を掲示した場所 一関市役所